

北海道たばこ対策実施要綱

第1 目 的

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく北海道健康増進計画「すこやか北海道21」のたばこ部門の付属計画として、平成25年3月に策定した「すこやか北海道21たばこ対策推進計画」（以下「推進計画」という。）のより一層の推進を図り、推進計画の最終年度（平成34年度）の目標である全道の成人の喫煙率12%以下を達成し、もって、道民のたばこによる健康被害の防止に寄与することを目的とする。

第2 実施項目

市町村等の関係機関・関係団体との連携により、次の5つの事業の実効性のある取組を進める。

- (1) 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進
- (2) 未成年者の喫煙防止
- (3) 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下
- (4) たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実
- (5) 官公庁施設、飲食店その他の多くの人々が利用する施設での受動喫煙防止

第3 実施主体

北 海 道

第4 事業内容

1 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進

喫煙者のみならず喫煙者の周りにいる人に対するたばこの健康への影響について、正しい判断ができるように、自分自身や周囲への悪影響及び禁煙支援等のたばこに関する正確な情報を様々な行事の場や、ホームページ、広報誌、マスコミの活用など、あらゆる機会を通じて広く一般に周知する。

なお、禁煙健康講座などの普及啓発事業の推進に当たっては、市町村、学校等の関係機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した効果的な実施に努めることとする。

(1) 禁煙週間等における取組

世界保健機関（WHO）においては、5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指しており、国においても、5月31日から始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種施策を講じている。

保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）及び総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「保健所」という。）は、「禁煙週間」を中心として、あらゆる機会を通じて、次の事業などに積極的に取り組むこととする。

- ア ポスターの配布、掲示及びリーフレットの配布
- イ テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ウ シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- エ 禁煙健康講座等の実施

(2) ホームページによる普及啓発

地域保健課及び保健所においては、既存のホームページにたばこに関するページを開設し、たばこの健康に及ぼす影響やそのデータのほか、道のたばこ関係事業などを掲載するとともに、市町村等関係機関・団体に対するホームページへの掲載を依頼す

る。

また、禁煙関係機関・団体のサイトへのリンクを貼ることとする。

2 未成年者の喫煙防止

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、喫煙を始めてからニコチン依存症になるまでの期間も短く、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、学校、PTA等との密接な連携のもと、小学校を対象とする「喫煙防止講座」を実施する。

また、未成年者がたばこを入手できないよう、たばこ販売業者に対する未成年者への販売禁止を求めていく。

なお、未成年者の喫煙防止対策の推進に当たっては、青少年健全育成対策をはじめ、薬物乱用防止対策や思春期対策などの他の対策と連携した効果的な実施に努めることとする。

(1) 喫煙防止講座の実施

保健所は、小学校の児童や教職員を対象に喫煙防止講座を積極的に実施する。

また、親が喫煙者の場合子どもの喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、児童の保護者等を対象した喫煙防止講座を実施する。

(2) 未成年者に対する禁煙相談

未成年者については、喫煙年数から、医療機関による禁煙治療が保険適用にならない可能性が高いことから、禁煙の実行を希望する場合は、保健所の相談窓口で対応することとし、その場合の個人情報の保護には特に配慮する。

(3) たばこ販売業者に対する未成年者への販売禁止の要請

平成20年5月から、成年識別機能付たばこ自動販売機が全国展開され、それ以降は、未成年者のたばこの入手ルートは対面販売のみであることから、地域保健課及び保健所は、関係機関・団体との連携により、たばこ販売業者に対する未成年者への対面販売禁止の徹底を要請する。

3 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下

次の世代を担う健康な子どもを生み育てるため、妊娠中の能動・受動喫煙による母胎や胎児、乳幼児への影響について、関係機関・団体と連携を図りながら、女性に対して適切に情報提供を行う。

(1) 情報提供等

地域保健課及び保健所は、関係機関・団体と連携し、女性の健康づくり週間やがん征圧月間（9月及び10月）におけるリーフレット等の配布や女子高生までの母親になる前の女性に対する出前講座の実施など、若年女性や妊産婦等に対する正しい情報提供及び喫煙防止の普及啓発に努める。

4 たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実

保健所にたばこに関する相談に適切に対応するための相談窓口を設置し、地域住民をはじめ市町村、事業所や団体等に対するたばこに関する各種情報を提供する。

また、たばこを止めたい人に対する禁煙支援を行うとともに、市町村、事業所や団体等に対する専門的・技術的な禁煙支援を行う。

なお、禁煙支援の推進に当たっては、市町村や医療機関（医師会）等と連携した効果的な実施に努めることとする。

(1) 保健所における相談窓口の設置

保健所にたばこに関する相談窓口を設置し、たばこに関する相談等に対し、適切に対応する。

(2) 禁煙支援の実施

保健所は、禁煙を希望する地域住民並びにより身近なところで禁煙支援を提供すべき市町村、事業所や団体等に対する支援を行う。

ア 未成年者を含めた地域住民がなんらかの禁煙の支援を受けることができるよう、個別及び集団の禁煙支援を行う。

イ 禁煙を希望する住民に対する禁煙支援の機会を確保するため、市町村、事業所や団体等に対して禁煙支援を行うための専門的・技術的な支援を行う。

(3) 禁煙治療を行う医療機関や他の禁煙サイトの紹介

地域保健課及び保健所は、地域住民からの問い合わせに応じ、禁煙治療を行う医療機関を紹介する。

また、道民に対し、より多くの情報を提供するため、地域保健課及び保健所のホームページにおいて、「日本禁煙学会」、「禁煙マラソン」などの禁煙サイトへのリンクを貼る。

5 官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設での受動喫煙防止

健康増進法において受動喫煙防止対策が義務づけられている多数の者が利用する施設において、その取組が推進されるよう、関係機関・団体とも連携を図りながら、これら施設等に対する働きかけを行う。

また、これら施設に対する実態調査を一定期間ごとに行い、調査を通じて、健康増進法の周知を図るとともに、禁煙・適切な分煙（以下「禁煙・分煙」という。）の働きかけを行う。

さらに、禁煙・分煙を実施している施設等を道のホームページ等で紹介するなどのPRを行うことにより、他の施設等への波及効果を期待するとともに、受動喫煙防止の社会的な認識の定着を図る。

(1) 公共的な施設等における受動喫煙防止対策の推進

公共機関や学校などにおける受動喫煙防止対策のより一層の推進を図るため、関係機関・団体との連携により、地域保健課や保健所等が中心となり、関係業務などを通じて、積極的に働きかける。

(2) 健康増進法の対象となる施設等に対する実態調査

地域保健課及び保健所は、3年に1回程度、健康増進法の対象となる施設等に対する実態調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、さらなる働きかけを行う。

(3) 受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設等の登録制度の推進

地域保健課及び保健所は、健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設等について、届出による登録制度を推進し、当該施設を道のホームページ等で紹介するとともに、ステッカーを交付する。

第5 推進体制

(1) この要綱に基づくたばこ対策の効果的な推進を図るため、庁内横断的な「受動喫煙防止対策連絡会議」を設置し、地域保健課がその事務を所掌する。

(2) 保健所における事業を効果的に実施するため、保健所ごとに所内横断的なたばこ対策推進チーム（以下「チーム」という。）を組織する。チームは所内の医師、歯科医師（歯科医師が配置されている保健所に限る。）、保健師、管理栄養士等の技術職員及び事務職員から構成することとし、原則、健康増進を所掌する主査がチーム内の調整を行う。なお、医師及び保健師はチームの構成員として必須とする。

第6 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(2) この要綱の適用については、保健所が行う事業は、地域保健法第5条第1項に規定す

る保健所設置市を除くものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

一部改正平成22年4月1日

一部改正平成24年4月1日

一部改正平成25年4月1日

一部改正平成27年6月1日

一部改正令和 元年7月1日